

内閣府本府政策評価有識者懇談会（第29回）議事録

1. 日 時：平成30年8月13日（月）14:28～15:41

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用D会議室

3. 出席者：

（委員）

| | | |
|----|-------|------------------------------|
| 座長 | 山谷 清志 | 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授 |
| | 田辺 国昭 | 東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授 |
| | 田中 弥生 | 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構研究開発部特任教授 |
| | 南島 和久 | 新潟大学法学部教授 |

（内閣府）

| | | |
|--|--------|--------------------|
| | 田中 愛智朗 | 内閣府大臣官房審議官（官房担当） |
| | 河田 浩樹 | 内閣府大臣官房政策評価広報課長 |
| | 小池 智歌 | 内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐 |

4. 議 題

（1）平成29年度内閣府本府政策評価（事後評価）について

（2）内閣府本府実施施策における政策評価方式等の見直しについて

（3）今後の予定

○山谷座長 それでは、ただいまから第29回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

本日の懇談会は、これまでの懇談会と同様、公開にて行います。

まず、田中審議官から御挨拶をお願いいたします。

○田中審議官 官房審議官の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お盆の中ということでもございますけれども、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

今回の有識者懇談会における主な議題は2つございまして、まず、平成29年度に内閣府が実施した政策の事後評価の案について御議論をいただくということになってございます。

これまで、委員の先生方から頂戴した御意見を踏まえまして、目標の達成度合いの要因分析を充実させること、要因分析を踏まえた施策や測定指標等の見直しを行うこと、分かりやすい説明の仕方を工夫することなどを意識し、より良い内容の政策評価書となるよう調整を行ってまいったところでございます。

我々では気づかない点もあろうかと思っておりますので、ぜひ忌憚なき御意見を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、内閣府本府実施施策における政策評価方式等の見直しについて御議論をいただく予定でございます。

今般、部局とコミュニケーションをとる中で、部局の担当者も異動があるということもあり、そもそも内閣府の政策評価方式にどのようなものがあるか十分に認識できていない状況を把握したところでございまして、部局に対しまして、改めてどのような政策評価方式があるのかを周知した上で、見直しについて照会をしましたところ、複数の部局より、現行の実施施策の評価方式等を変更したいとの要望があったということで議題に挙げているところでございます。こちらについても、先生方の御意見を賜ればと存じます。

内閣府の政策評価の向上、ひいては内閣府が実施する政策の改善のため、専心努力してまいりたいと考えてございますので、お集まりの先生方におかれましては、闊達な御議論をお願いしたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○山谷座長 それでは、今、審議官からも御案内がありました。本日の議題は2つ。

「平成29年度内閣府本府政策評価（事後評価）について」。

2つ目が「内閣府本府実施施策における政策評価方式等の見直しについて」。

それにもう一つ「今後の予定」という議題でございます。

それでは、事務局から、本日の資料について御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

本年4月より配属されております、課長補佐の小池と申します。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の配付資料の御確認をお願いできればと思っております。

議題1に関連するものとしまして、資料1から資料4でございます。

また、議題2に関する資料としましては、資料5、6を準備しております。

今後の予定に関するものとして、資料7をお配りしております。

参考資料としまして、1から4を付けておりますけれども、皆様、資料はございますでしょうか。ありがとうございます。

○山谷座長 それでは、これから議事に入ります。

まず、最初の議題である「平成29年度内閣府本府政策評価（事後評価）について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

それでは、最初の議題に入りたいと思います。

平成29年度政策評価事後評価（案）につきましては、資料1から3が関連した資料となります。

今から説明を申し上げるのは、資料1でございますが、全体像を申し上げますと、分厚いものになってございますが、資料3が部局から提出のあった政策評価書の全体版でございます。

そして、個別の評価結果を一覧表の形でまとめたものが資料2でございます。

次に、今回の29年度の政策評価書のポイントをかいつまんでまとめたものが資料1でございます。これまで口頭で評価書のどこがよかった、こういう点が改善点ということの説明しておりましたけれども、今回、幾つかの観点から説明する評価書を抜粋しておりますので、資料1に基づいて御説明申し上げたいと思います。

では、資料1の説明に入らせていただきます。

今回の事後評価は、第6次内閣府本府政策評価基本計画及び平成29年度政策評価実施計画に基づき、29年度に実施した施策について評価を実施いたしました。

1の対象についてでございますが、実績評価方式では、評価実施時期を平成30年8月としております18施策・37施策を対象に評価を実施しております。

また、総合評価方式をとる1政策・3施策について評価書を作成しております。

2の結果の概要でございますけれども、実績評価方式により評価を実施した37施策のうち「A 目標達成」が38%、「B 相当程度進展あり」が51%、「C 進展が大きくない」が5%となっております。

なお、この目標の達成度合いの測定に当たりましては、各府省統一のルールとなっておりますガイドラインに則り行っておりますが、資料1の4ページ目に、そのガイドラインの抜粋をしておりますので、御参照をいただければと思っております。

また、1ページへ戻っていただきまして、総合評価方式により評価を実施した施策は3施策ございましたけれども、いずれも一定程度の進展が見られたとなっております。

次に主な事例について御説明いたしたいと思っております。2ページ以降を御覧いただければと思っております。

29年度の評価書を当課で審査いたしまして、4つの観点から御説明を申し上げたいと思っております。

まず（1）でございますが、施策の要因分析が充実しており、評価結果を踏まえた今後の方向性への反映について特に明確に記述されている評価書について3つほど御説明を申し上げたいと思います。

後ろにも該当の評価書を付けてございますので、資料3に行くまでもなく資料1の後ろの方を適宜御覧いただければと思います。

まず、1番目ですけれども「地方分権改革に関する施策の推進」でございます。

測定指標の1つに、「地方分権改革推進室HPへのアクセス件数」を挙げておりますが、その実績は、前年度以上の増加、これは、約5万件の増加ということで目標達成となっております。

この増加の要因としましては、地方分権改革推進室では、ホームページまで誘導するSNS、フェイスブックですとか、ツイッターのコンテンツの充実を図ったことと分析しております。

実際にフェイスブックを見てみましたが、「地方分権改革ビフォー&アフター」という具体例を紹介する投稿がありまして、あくまでも、それは一例ということで、もう少し具体的な事例を見たい方は、こちらを御覧くださいと、そういったリンクをうまく誘導する形でちりばめられておりまして、そういったことが増加の要因になったのではないかと考えております。

他方、反省点といえますか、そういった点といたしまして、ツイッターのフォロワー数についても測定指標として挙げられているのですが、こちらは目標未達成となっております。

この要因としては、ツイッターの特性であるかと思いますが、フォロワーにならずして全ての記事の閲覧が可能となっておりますので、必ずしもフォロワー数と記事の閲覧数がリンクしていない面があるとして分析されております。

この面は、分析のとおりかと思いますが、今後は来年度以降、ツイッターの効果を正確にデータ採取できる測定指標も含めて新たに検討したいということを考えております。

また、後ほど説明します議題2の中で、地方分権改革の話につきましては、そもそもの評価方式を現行の実績評価方式から総合評価方式へと変更したいということを部局から申し出がございました。

次に、もう一つの例といたしまして「人材育成、能力開発」の政策評価書でございます。

測定指標1である「研修に対する受講者アンケートの満足度」につきまして、目標値が87%であるのに対して、実績値が87.8%であるため、目標達成となっております。

ただ、そこで終わりではございませんで、過去年度より実績値が若干低めになっているのはなぜだろうということを、部局としても要因を分析しており、前年度、満足度が低かった研修については、講師を含め、構成を見直す等の工夫を試みております。

他方、満足度の非常に高かった研修については、限られた資源の中で実施する研修としては、優先度が低いとして判断して実施を見合わせたということになっておりまして、そういったことが過去年度より実績値が低めとなった要因と考えられるとされております。

また、測定指標2である「分析技能の習得・向上を図る研修での習熟度」につきましては、目標値が9.1点である一方、実績値が8.1点ということで目標未達成となっております。

この要因としては、難易度が高いマクロ/VBA研修というものがあるのですが、平成29年度は初級の回数を増やすとともに、補助教材を追加するなど、理解度向上に向けた見直しを行った結果、初級については習熟度が若干高まったと。他方、マクロ/VBA応用のコースにつきましては、受講者の経験値と難易度のギャップが埋め切れなかったということが要因として思われて、総合すると、習熟度は目標値に達しなかったといった結果になっていると、そういった分析がなされております。

今後につきましては、研修を受けた参加者へのアンケート結果を参考に、研修内容、研修日数、時間について改善を図ることとされております。

次に「② 総合評価方式」として1つ御説明申し上げますのが「青少年インターネット環境整備の総合的推進」でございます。

こちらは、先月、7月27日に第4次の計画が決定されたところでございますが、今回の政策評価対象期間は平成27年度から29年度の第3次の計画に基づく施策に関する評価でございます。

資料1の後ろの方にも、特出すべき部分は黄色のマーカーで色付けしておりますが、簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず、総合評価方式としては、3年間の評価対象期間を通じまして、同期間内に発生した事案に対して実施した取組、また、今後の課題ですとか、施策の方向性についても具体的に記載されております。そういった点を評価書の中でも、法改正、社会的影響の大きな事案の対策等を都度反映することができたと評価されております。

もう少し具体的に申し上げますと、評価対象期間内では、平成29年10月に座間市で発覚した、9名の方々が亡くなった、これは、加害者がSNSを利用して、自殺願望を投稿するなどした、被害者の心の弱みにつけ込んで巧みに誘い出して殺害したといった手口であったものと見られておりまして、この評価書の中では、これらの事犯から青少年を守るために家庭でのルールづくりを始めとしたインターネットリテラシーの向上に向けた取組や、今後もフィルタリングの利用促進といったタイムリーな普及啓発資料を作成・更新していく必要があると分析されております。

その他、特出すべき事項としまして、関係省庁を含めた政府全体の取組に加えまして、実施主体としての内閣府の取組についても詳述されております。

また、地方公共団体への波及効果についても言及されている点がよろしい点かと思っております。例えば、内閣府で開催したフォーラムを契機として、岡山県と携帯電話事業者が連携したフィルタリング普及施策の例や、平成29年に鹿児島県と民間団体が連携した青

少年健全育成指導者養成事業が開始されるなど、国と地方の連携体制構築に向けた効果が現れているとされております。

また、14ページ目でございますけれども、内閣府のみではなく、総務省や経済産業省でもポスターですとか、普及啓発活動を行っているといった、他省庁の取組についても包括して付言されている点が、なかなか評価される点かなと思っております。

なお、この評価に当たりましては、部局でも「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」といったものを開催しておりまして、第三者による評価がなされているところでございます。

このように、3年間の評価対象期間を通じまして、包括的にPDCAが分かりやすく示されている例かと思ひまして、御説明をさせていただいた次第でございます。

次に、2ページ目の「(2) 外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響について分析されている評価書」といたしまして、1つ例を挙げたいと思っております。

本資料の23、24ページ目でございますが、「化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理」の評価書でございます。

今回、平成29年度評価書のうち「施策の分析」欄に「外部要因等事前に想定できなかったことにより実績に与えた影響」欄というものを設けたこともありまして、今回、そのような分析がなされているのかと思っております。

23、24ページ目ですが、測定指標の1つであります「ハルバ嶺（吉林省）における遺棄化学兵器の廃棄数」が目標の廃棄数には達しなかったことから未達成になっております。

ただ、これは、事前に想定しておりませんでした天候不順といったものがあつたようでございまして、作業日数が予定より少なかったことが要因であると分析されておりまして、当該要因を除けば廃棄計画に基づき施策は着実に進展されているということから、判定としては「B 相当程度進展あり」とされております。

なお、本施策につきましても、後ほど説明します議題2の中で、そもそもの評価方式を、現行の目標未達時評価の方式から複数年度評価の方式へ変更することが予定されております。

3ページ目を御覧いただければと思ひます。

次に、評価結果が「C 進展が大きくない」とされている評価書が、今回2つございましたけれども、その2つについて御説明を申し上げたいと思ひます。

まず、1つ目が「交通安全対策の総合的推進」でございます。評価書は、25ページ、26ページのものでございます。

こちらは、第10次交通安全基本計画に基づきまして、平成32年までに交通事故による24時間死者数を2,500人以下とすることが施策の目標となっているものでございます。

測定指標は3つございますけれども、1つ目の測定指標でございますが「1. 第10次交通安全基本計画の道路交通の安全についての目標」として24時間死者数を平成32年までに

2,500人以下とすること。また、死傷者数を平成32年までに50万人以下とすることとなっております。

これについては、分析としては、交通事故発生件数及び死傷者数はともに13年連続で減少している。24時間死者数も現行の交通事故統計となった昭和23年以降で最も少なくなっている。ただ、いかんせん目標値に対して実績値が達していない状況でございます。

分析でございますけれども、26ページ目にマーカーを引いてございますが、平成29年6月の「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」の取りまとめを踏まえまして、関係省庁一体となって高齢運転者の交通事故防止対策を推進することとし、80歳以上の高齢運転者による交通事故防止についての目標、具体的には、年間の80歳以上の高齢運転者による交通事故死者数を、今後の測定指標とするとされております。

また、もう一度25ページに戻っていただきますと、測定指標の3つ目に「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしていると思う人の割合」というものが掲げられております。こちらも90%が目標値であるのに対しまして、76.7%が実績値となりまして、未達成となっております。

こちらについての分析でございますが、26ページのマーカーのところでございますけれども、交通安全に関する意識調査を実施した結果でございますが、年代別に分析をしてみると、特に10代から20代の実績値が低かったようでございます。

これを踏まえまして、内閣府が作成し、ホームページで公開しています、中学生及び高校生並びにその指導者を対象とした交通安全教材、「自転車交通安全講座」というものがインターネットにも載っております。こちらの周知を図るなど、当該世代に対する効果的な啓発活動を展開し、交通安全意識の向上に努めるとされております。

こちらを我々が選定した基準としましては、意識調査などのアンケートを踏まえまして、施策を見直していくという点は、EBPMの推進という観点からも、他の部局の施策についても参考になると考えられますので、挙げさせていただきました。

なお、交通安全の施策につきましても、後ほど説明します議題2の中で、そもそもの評価方式を、現在の単年度評価方式から複数年度評価方式へと変更することを、部局からも要望が出ているところでございます。後ほど説明をしたいと思います。

次に「C 進展が大きい」とされている評価書の2つ目でございますけれども、27、28ページを御覧いただければと思います。「迎賓施設の適切な運営」についてでございます。

こちらの概要といたしましては、「施策の概要」欄のところでございますが、「観光先進国」実現のために、接遇に支障のない範囲で可能な限り通年で一般公開を実施するとともに、迎賓館の貸し出しを行う「特別開館」というものを実施するというものでございます。

迎賓館は赤坂、京都とございますけれども、測定指標のところ「1. 迎賓館赤坂離宮の一般公開における一日当たり参観者数の平均」、「2. 京都迎賓館の一般公開における

一日当たり参観者数の平均」、「5. 特別開館HPの閲覧数」が目標未達成となっております。

他方、測定指標3と4の、迎賓館赤坂離宮一般公開、京都迎賓館一般公開における参観者のうち、アンケートで「やや不満、不満」と答えた人の割合というところにつきましては、目標達成となっております、全体として「C 進展が大きくない」と判断されているところでございます。

28ページの分析を御覧いただければと思いますけれども、これは、公開を始めて2年目であったこともありまして、2年目の特殊事情的な感じもいたしますけれども、一般公開における一日当たり参観者数の平均を測定指標に掲げておりますが、平成29年度は、参観実施日数がそもそも前年度に比べて多くなったと。よって、参観者数も分散したとか、通年公開2年目となりまして、整理券や事前予約なしで、いつでも参観できるレベルまで参観者数が落ち着いたことなどが要因となったと判断されているところでございます。

迎賓館といたしましては、今回の評価結果を踏まえまして、目標値の設定を見直すとともに、参観者によるアンケートをとってございますので、そういったアンケートを分析しまして、さらなる参観者の満足度向上に向けた取組を進めることとされております。

次に、4番目の観点から挙げさせていただいた評価書でございますが、3ページ目に「(4) 国民に対する説明責任が特に意識されている評価書」として2つ挙げさせていただいております。

まず、1つ目でございますが「重要施策に関する広報」でございます。政府の重要施策に関する広報において、各々のテーマに応じた適切な広報媒体、実施時期等を考慮して実施する施策でございます、後ろの29から32ページが該当のものでございます。

測定指標については、「重要施策に関する広報理解度（テレビ）」、「重要施策に関する広報理解度（新聞・記事下）」、「ウェブサイト「政府広報オンライン」におけるページビュー数」を測定指標として掲げております。

この評価書を挙げさせていただいた理由といたしましては、1と2の測定指標に関する達成状況がありますが、その細かい数字が31、32ページ目にありますような一覧表となっていて、どういったテーマで、どういったものを実施したときに理解度がどうだったかという細かい表を付けている。国民に対する行政の説明責任の徹底という観点から、こういった詳しい説明をするということは、他の部局にも参考になるかなと思って挙げさせていただいております。

続きまして、33ページ、34ページも1つの例でございますけれども「国際防災協力の推進」という施策でございます。この施策は、2015年に開催されました、第3回国連防災世界会議で採択されました「仙台防災枠組2015-2030」というものがありますが、その国内外での普及、定着を図るために、こういった国際防災協力を進めるという内容のものでございます。

測定指標としては、「アジア防災会議等の国際会議出席者に対する会議に対する満足度」

と、「『より良い復興』事例調査ページアクセス数」となっております。

評価書の中では、それらの指標をなぜ設定したかという理由が明記されているとともに、より良い復興ですとか、アジア防災会議といった文言、単語が一体どういう内容かということが注釈という形で付記されている。こういった点は、今後、他の部局に対しても、我々としてもいろいろと指導していきたい点かなと思ってございます。

資料1については、以上でございます。

関連して資料4についても、今、この段階で御説明したいと思っているのですが、資料4につきましても、平成28年度の政策評価でございまして、これは、既に昨年実施されておりますが、一部数字が未確定だったものですか、一部記述ぶりがペンディングになっている部分がございますので、その数字などが埋まったものなどがございます。こちらは確定版というものでございますので、御参考として付けてございます。

資料1に関する説明は、以上でございます。

座長、よろしくお願ひいたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明につきまして、御質問あるいは御意見がございましたら、御自由に発言をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○田中委員 よく全体をまとめていただいていますし、今の御説明もすっきりしていて大変分かりやすかったと思います。

その上で、総合評価ですごく力が入っているなど、力作だなと思ったのが青少年のインターネットの環境整備なのですけれども、これを読んでいてなるほどと思わせてくださっていて、ただ、一番効いているのは、やはり、フィルタリングなのだろうなと思いながら、読んでいて最後まで書かれていなかったのが、青少年のインターネットの適切な利用に関する環境づくりというのは、一体何を目指しているのかというところ。

さらに言うと、何をどんな指標だったら、そういう状態を達するのかというところが書かれていなくて、それを達成するための4つの施策について丁寧に、どこまで何が達成されたのかということが書かれているのですけれども、やはり、総合ですからトータルとして、この状態というのは何を目指しているのかというところの目標が必要だと思うのです。

私も考えてみたのですけれども、望ましい環境というのを定義するのはなかなか難しく、むしろ、これに関連した犯罪率の減少とか、あるいは子供が犠牲になっている犯罪数の減少とか、何かを予防したというところが、もしかすると、全体のゴールと、それに対応する指標になるのかなと思いながら拝見していました。

○山谷座長 御意見ということで、ありがとうございます。

○小池課長補佐 基本計画を見ましても、あまり数値目標といったものは含まれておりませんで、基本理念として、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させるとか、あとは、そういった有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするといった、ふわっとしたような内容でございまして、一度、部局とも相談してみたいと思います。

○田辺委員 これは、基本計画が終わった年度に、この総合評価を行っているのですか、それとも途中で行っているのですか。

○小池課長補佐 終わった段階です。第3次がちょうど29年度まででしたので。

○田辺委員 この総合評価書以外には、基本計画の取りまとめとしては、特につくっていないと考えていいのですか。

○小池課長補佐 部局で検討会というものを設置しておりますので、第3次の計画はどうだったかといった取りまとめを行っています。

○田辺委員 検討会での取りまとめがあって、この政策評価書ができていると思った方がいいわけですね。

○小池課長補佐 そうのことだと思います。

○田辺委員 検討会の産物というものはあるわけですか。

○小池課長補佐 はい。それは、ホームページにも載っております。

○田辺委員 若干、二度手間ですね。

○小池課長補佐 そうなのです。総合評価は、そういった面があります。

○田辺委員 これを見ればいいような仕掛けにしておいた方がいい気はしますね。

○田中委員 そういう意味で、記述も少しリダンダントなところがあって、もう少し圧縮して書いてもいいのかもしれないですけども、項目にすごく忠実に書いていらっしゃるのです。

○小池課長補佐 そうなのです。部局にとってもそこは重複感がございますので。

○田辺委員 だけれども、基本計画という柱があって、それに基づいて書かざるを得ないところはあるので、仕方ないかなという感じはしますけれども。

Cと評価されたもののうち、交通安全の方は、明らかに目標が高過ぎると、頑張っているけれども到達できなかったという感じがするのですが、一方で、迎賓館がよく分からないのです。何故、一般公開でいつでも入れるようにすると人が減るのですかね。事前予約ということにすると、予約にはプレミア的な価値があるから、それで人が押し寄せるのだけれども、予約なしでも入れるのだったら、いつでも入れるから行かなくなったと、そういう話なのですか。

○田中委員 でも、これは一日当たりが減ったので、総量はそれなりなのです。〇〇一日当たりという分母にしてしまったから、それで小さくなってしまったという話です。

○小池課長補佐 それで、参観実施日数が去年よりも多くなってしまったので、一日当たりで割った結果、薄く広がってしまったのだと思うのですけれども。

○田辺委員 だけれども目標としては、要するに、これだけ東京や大阪に外国の方が来ていただいている、その数が明らかに増えていて、それで、事前予約というのは、ある意味、見られる人のキャパシティを限定してしまっているわけですね。参観実施日数が増えたから平均が減ったというのは、その拡大のための施策は何もやっていないということなので、あまりいい説明ではないと思います。一日当たりの動員の限界がなくなっているの

で、少なくとも、それだけは来ていただいて、それで参観実施日数を増やせば、その分参観者数が増えた。

○田中委員 素直に書いてしまった方がいいかもしれないですね。

○田辺委員 そもそも、例えば、漫画の聖地みたいなところであれば、行く人の数が限定されているわけです。その実施日数が増えれば、一日当たりの参観者数が割り算によって少なくなるというのは分かるのですけれども、観光地としての迎賓館というのは、限られた人だけが行くわけではありません。迎賓館はやはり価値があるし、綺麗なところですし、赤坂であれば距離的にも近いですし。

○田中委員 そもそもどの程度の人数に参観してもらいたいと思っているのですかね。

○小池課長補佐 その数値自体を考えるということも確かにありますね。

○山谷座長 迎賓館ですけれども、国会かどこかで国民の財産だから見せるべきだと、そういう話があったのですね、

○小池課長補佐 はい。

○山谷座長 一昨年、京都迎賓館を、大学の隣なので見に行ったのですけれども、とても一般大衆や、外国人に見せるものではないなど。つまり、手で触って跡をつけられると全部取り替えなければいけない。天井まで含めて、何十万掛かるか分からない。そういう日本の美術工芸の粋を極めた職人が何十日も掛けてつくったものを、そんなに簡単に一般大衆に見せていいのかどうかというのは、御覧になれば、そう思うと思います。

○田辺委員 見せてもいいのではないですか、ただ、触るなということ。

○山谷座長 触るなと言っても、触る人は触りますからね。

○田中委員 そういう話を聞くと、参観者を増やしたことによって、維持管理のコストがどのくらい増したのかなど、気になってきましたね。

○山谷座長 京都の業者さんも、やはり、採算を度外視してやっているの、少し違う感じがありますけれどもね。その辺りの議論が熟していないところで、参観者を増やすという方向に誘導すること自体が、少しどうなのかなと、皆さんも御覧になれば、そう思うと思います。これは、大変だなどというのがありますね。まず、迎賓館に入っていくまでのアクセスがすごいですね。やはり、入ってはいけないオーラが出ていて、そう気軽に行けるような感じではないですね。その辺りもあって、少し一般公開自体がどうなのかなというのが一つありますね。これはまた置いておきます。

もう一つ、少し疑問に思ったのは、資料1の2ページ目の(2)の「化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理」で、外部要因等事前に想定できなかったことにより実績があまり出なかったという分析ですね。天候不順で作業日数が少なかったの、実績が目標に達しなかったと。だからBだと評価されていますが、私はCだと思いますけれどもね。

○田中委員 そうなのです。これは、検証できないのです。作業日数が増えたから必ず達成できるのですかというところが、現実として起こっていないので、検証されていないの

です。

○山谷座長 だから、やはり、そこは淡々と数字でこうなって、数字が出ないからA、B、C、Dで言ったらCだと。

○田中委員 でも理由は、こうだと。

○山谷座長 そう、評価書の別の備考欄か何かに理由がちゃんと書いてあれば、アカウントビリティとしてはいいのかなという感じがあるのですけれども、天候不順で数字が出なかった、だけれどもBですという言い方をすると、もう一捻り入ってしまうので、説明としてはややこしいのです。ストレートに見せるという方がいいと思います。

○田中委員 責められないですよ。

○山谷座長 そう思います。

○小池課長補佐 分かりました。これも測定指標が3つある中で、ガイドラインの5つの基準に勘案して部局も判断したのだと思いますけれども、説明が大事ですね。どうしてこうなったかという説明が必要ということですね。

○山谷座長 ちゃんと納得できる説明があるので、A、B、Cにこだわる必要はあまりないのかなという感じですね。

○南島委員 大体先生方が仰ったとおりなのですけれども、「ハルバ嶺における遺棄化学兵器の廃棄数」は難しいですね。先ほど田辺委員が仰っていた数字が大き過ぎるもの、これはどうされますか。目標が適当でないもの、「国際防災協力の推進」など、目標数値の設定の問題だと思いますけれども、どういうふうにされますか。ここは重要な論点になるのかなと思いますけれども、目標数値を大きく出している、要するに、こうあるべきだという数字を出しているようなものについては、ほかの政策と評価を比較するとき、あまりにも数字の追いかかけ方が違い過ぎるということになりますけれども。それを平準化して評価するのか、担当部局の意向を尊重するのか。

○小池課長補佐 その点につきましては、この「『より良い復興』事例調査ページアクセス数」の目標値5万回のところかと思うのですけれども、部局としても、この目標はよろしくないということで、次年度からは実績値を基に5,000回に変更することを予定しております。

○南島委員 ドラスティックな変化ですね。

○小池課長補佐 ここのところは、現実的な数字に見直すということになっております。

○南島委員 これは一つの例だと思うのですけれども、ほかに目標数値の妥当性を欠く目標が出てきたりとか、「やはり目標設定は過大だったな」という反省のタイミングをどこかで置くのかというのは、まさに指標の一覧性を可能にするかどうかということと関わってくると思うのですけれども、御一考の余地があるのではないかと思います。

もう一つ、資料3の60、61ページの交通安全です。これもどう考えていいのかなと思いつながら伺っていたのですけれども。要は、昭和23年以降、今回は非常に実績がいいと。だから常識的に言えば、AかSかがついてもいいほどだということになるのだと思います。

目標値を高く設定してしまったので、「これは未達成です」ということになっているわけですが、それでいいと言えればいいと思うのです。

先ほどの山谷座長の御指摘を踏まえると、目標は目標、達成しなかったら達成しなかった、その理由をきちんと説明すればいいだろうと思うのですが、目標の設定自体を強く置き過ぎたのかなという気もしないでもないのです。そこをどちら側で整理するのか、「目標の設定の見直し」で整理するのか、「分析を充実させることによって説明責任を果たしていく」という考え方をとるのかというのは、どちらかを重視しながらというウエイトの置き方を考えながら評価するという方向もあるのかなと思うところです。コメントとしてお聞きいただければと思います。

○田辺委員 ただ、例えば、24時間死者数が2,500人以下というのは政治的にフィックスされている数字なので、それを行政部門で勝手に変えるというのは、かなり抵抗があるし、やってはいけないと思うのです。それで、Cがずっと続くというのはよくないのですが、ただ、実際に目標をつくる際は、大体警察庁などが実績を積み上げて、この程度だから、すごく頑張れば達成できるのではないかという数字を出してくるので、また、ほかに政府全体でエンドースされていたものだと、例えば、22万人いた不法滞在者を半減するとか、ああいうのは掲げるしかないのです。

そういうのと、自分の各課で目標を設定して、それをできるだけチャレンジングなものにするというものとは少し分けて考えないと、難しいというか、そういうものだと思いますので、やはり、政治の方できちんと目標を掲げたら、それに向けて全力でやるぞと、できなければCだと言われれば、そういうものだと思います。ただ、傍観者の立場からすると少し厳しいなというのは出てくると、そういう話ではないですかね。

○田中委員 ただ、評価委員として申し上げれば、少し高めの目標を設定したことによって、達成できないのはどうしてかという原因分析をしたところで、お年寄りの問題が出てきていて、そこに新たな施策が生まれてきたというところを、そこを良しというふうに強調してあげた方がいいですね。

○南島委員 今、田中委員が仰ったことはそのとおりです。「分析を重視する」ということだと思うのです。他方で、それとは別に、政治が掲げる目標が高過ぎるというものもありますね。現実の行政活動と随分乖離をしているものもあります。その場合には、政治は究極のゴールを示し、当面のオブジェクティブ（行政側の達成目標）は、行政機関として設定するということがあってもいいようにも思うのです。

○小池課長補佐 この交通安全につきましては、過去にこの有識者懇談会でもいろいろ御意見をいただいていたし、我々も担当者といろいろと議論しましたが、彼らが依拠したいのは、総理をヘッドとした中央交通安全対策会議で決定された平成32年までの数値のようです。ブレークダウンした目標もあるのではないですかと聞いたのですが、いや、そういうものは設定したくないといいますが、設定するのはなじまないということで、この数字に結構こだわっていて、それゆえ、南島委員が仰っていましたが、分析を

しっかりしていききたいということは言っております。

ただ、この先も目標未達成になってしまうのかなというのは担当も懸念をいたしまして、議題2でありますけれども、こちらも単年度評価方式から複数年度評価方式に変えたいということを言っております。平成32年が終わったところで評価を実施したいといった声が出てきておりますので、また、後で御議論をいただければと思いますけれども、まさに目標の妥当性といえますか、目標が政策評価の肝だと考えていますので、皆様からいただいた意見を踏まえまして、今度の目標設定のときには、よくよく議論をしていききたいと思っております。ありがとうございます。

○山谷座長 大体御意見は、よろしいでしょうか。

それでは、この辺りで議題1につきましては終了いたします。

次に、議題2の「内閣府本府実施施策における政策評価方式等の見直しについて」、事務局から御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、議題2の説明に入りたいと思います。関連する資料といたしましては、資料5、資料6の2つでございます。

まず、この議題を挙げた背景について少し触れたいと思いますけれども、過去の有識者懇談会の議事録を拝見しております。以前、山谷座長から、内閣府の政策評価はどういった種類のものがあるのかというのを少し示してほしいといった話がございまして、そういった御指摘もあったことを踏まえまして作成いたしました。

また、ほかに指摘されている点といたしまして、田辺委員から評価方式を適時見直した方がいいのではないかといった御指摘もございました。

また、南島委員から、どういったときに総合評価方式を採用するのかという基準を整理してはどうかといった御指摘もございまして、これらを踏まえまして資料5というものをつくった次第でございます。

また、この資料を基にしまして、資料6になりますが、全部局に対して政策評価方式の見直しについて照会を行ったところでございます。通常は、部局との間ではメールでやり取りをすることが多いのですが、今回、部局の担当者と対面で個別に話をして感じたこととして、政策評価は、結構ルーティンになってしまっておりまして、人事異動が定期的にあることもありまして、前任者が作成したものを、数値だけを少し変えようとか、そういった結構受け身の作業になっている印象を受けましたし、そもそもこういった評価方式があるのだろうということ、それと「いろは」の「い」から分かっていないといった状況を把握いたしまして、少し初心者向けでもあるかもしれませんが、今回、こういったそもそも論を一度整理いたしまして、各部局とも話したところでございます。

資料5について御説明をしたいと思っております。

順を追って御説明してまいります。最初の方は、本当に基礎的なものでございますので、ざっと飛ばしていききたいと思っております。

資料5の1ページ目でございます。こちらは「1. 政策評価制度の概要」でございます。

2ページ目は、内閣府設置法第4条第3項の分担管理事務が内閣府の政策評価の対象となっているという説明の資料でございます。

3ページ目は、内閣府における政策評価に係る計画が2つありまして、3年に1回策定する基本計画と毎年度策定する実施計画があるという点の説明。

4ページ目には、本有識者懇談会の概要を掲載してございます。

5ページ目は、少し歴史を紐解いて、内閣府の政策評価の方式がどのような変遷をたどっているかということですが、26年度実施計画から、実績評価方式に加えまして、総合評価方式を導入しております。また、26年度実施計画から、複数年度評価というものを導入しているところでございます。

27年度実施計画からは、モニタリング（実績値の測定）を活用しまして、目標未達成時のみ評価をするという評価方式も導入してございます。

6ページ目でございますが、こちらも復習のような形になってしまっていて恐縮ですが、現在、内閣府における政策評価方式としては、主に「1. 実績評価方式」と「2. 総合評価方式」がございます。

「1. 実績評価方式」につきましては、下線部分でございますが、平成17年に閣議決定された「政策評価に関する基本方針」において、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式となっております。

実績評価方式には3つございまして、「(1) 単年度評価」は、毎年度、測定指標を設定し、翌夏頃に政策評価を実施する評価方式です。

次に、モニタリングを活用する方式として「(2) 複数年度評価」と「(3) 目標未達時評価」がございまして、まず「(2) 複数年度評価」は、単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施する評価方式でありまして、内閣府の政策評価の基本計画内、つまり3年以内に少なくとも一度政策評価を実施するという形でございます。ただ、評価を行わない年度も何もしないというわけではなくて、事前分析表におきまして、毎年度の実績の測定（モニタリング）を行うというものでございます。

また、「(3) 目標未達時評価」というものがございます。これは、目標や実績値が安定的に推移する施策に導入するものでございまして、実績値に変化が生じた際、設定された測定指標が未達成の場合に、政策評価を実施するものでございます。評価を行わない年度には、毎年度、こちらも事前分析表にて実績の測定を行うものでございます。

次に、「2. 総合評価方式」。これも復習になってしましますが、平成17年閣議決定の基本方針の中での定義としては、政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、総合的に評価する方式となっております。

このそもそもの定義を基に、当課にて大まかな判断基準をまとめたものが7ページ目でございます。

マトリックスとして考えたときに、整理論といたしまして、軸は2つあるかなと思っております。

まず、縦軸として、政策の効果の発現状況の評価をどのように評価するかという点ですが、目標への達成度合いの観点から評価することがなじむか否か。なじむ場合には実績評価方式、一方で、それがなじまず、効果発現を様々な角度から掘り下げる方が適している政策については、総合評価方式がなじむのではないかと考えております。

また、横軸でございますが、効果発現までの期間といたしまして、単年度の場合には、左上ですけれども、単年度の実績評価方式。中長期の期間を要する場合には、複数年度評価方式かと考えております。

次に8ページ目を御覧いただければと思います。

こちらは、総合評価方式をどのようなときに採用することができるのかと整理したものでございますが、こちらは一からといいますより、総務省に設置された政策評価各府省連絡会議で、平成17年12月に了承された「政策評価の実施に関するガイドライン」に記載されている内容を参考にしつつ、当課で整理したものでございます。この基準ですと、今、総合評価方式を採用している施策も網羅されていると考えております。

この基準を今後どうするかにつきましては、政策評価基本計画の中に盛り込もうかと考えておりますが、その形式も含めて何か御意見があれば伺えればと考えております。

少し御説明いたしますと、1と2につきましては、先ほどのマトリックスの両軸を整理したものでございます。

1については、目標への達成度合いの観点から評価するよりも、様々な角度から掘り下げて分析した方が、政策に関する問題点の把握や、原因分析の観点から適している場合。かつ2番目、政策効果の発現に時間がかかる政策であり、政策の決定から一定期間を経過した後に評価をした方が適している場合。

また、それらを満たした上で、以下のいずれかを満たすものとして、3と4がございませう。3、個別の施策の評価に留まらず、評価対象を柔軟に設定したほうが適している場合。4、政策の決定から一定期間を経過した後に、制度の改正など、政策の大幅な見直しの検討を行うことを想定している場合。こういったことが総合評価方式の基準として考えられるのではないかと、我々は整理してございます。

9ページ目も概要でございますが、事前評価としては、規制に関する政策、租税特別措置等に関する政策に関して事前評価を実施しておりますという内容のものでございます。

以上が内閣府における政策評価という前置き段階の資料の御説明でございます。

こちらの資料5を踏まえまして、今回、議題に挙げさせていただいておりますけれども、資料6を御覧いただければと思います。こちらは、資料5の、そもそもの評価方式にどういったものがあるかということをご各局に共有しつつ、方式の見直しについて照会しまし

たところ、幾つかの部局から要望がございました。

以下、御説明いたします。

1 枚目が「見直しの概要」でございまして、次のページからは、その理由について述べてございます。

まず「見直しの概要」のところの1. の(1)でございまして、単年度評価方式から複数年度評価への変更を希望しているものが全部で5個あります。

まず、1つ目がPFIでございまして「民間資金等活用事業の推進」についてでございます。これは、今の単年度評価から平成34年度までを評価期間とする複数年度評価方式にするというものでございます。

理由は、後ろにございますけれども、施策の基となっております「PPP/PFI推進アクションプラン」の中で、平成25年度から平成34年度までの10年間で21兆円のPPP/PFIの事業規模を達成することが成果目標とされている。また、実施契約に至るまでには、一般的に1年以上の期間を要するため、事業規模拡大に向けた重点分野における各目標件数は複数年度で設定されているということもございまして、単年度ごとの評価から複数年度評価に移行したいというものでございます。

2 番目「『環境未来都市』構想の推進・自治体SDGsの推進」でございまして、こちらも単年度評価から平成32年度までの複数年度評価にしたいというものでございます。

理由としては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、32年度までのKPIが設定されており、これに基づいて評価したいということとして、単年度ではなく、こういった中長期的な目標への達成度合いを評価できる複数年度にしたいというものでございます。

3 番目「原子力防災対策の充実・強化」でございまして、こちらは、現在の評価方式から基本計画期間内、3年に1回の評価としたいというものでございます。

理由としては、現在の測定指標、市町村の地域防災計画、避難計画策定状況等について、要するに、結構、避難先との調整等が難航しているといった事情がございまして、毎年度評価を実施するというよりも複数年度での評価を実施したいといった声がございました。

4 番目の交通安全、先ほど、お話にも出てございましたが、彼らが目標と設定しています数値自体が、第10次交通安全基本計画で定められた平成32年までのものになっている。また、各種施策についても、この基本計画に基づいて実施していることから、毎年度評価を実施するというよりも複数年度評価方式にしたいというものでございます。

続きまして、5 番目「民間人材登用等の推進」でございまして、こちらも単年度評価方式から基本計画内、3年に1回の評価にしたいというものでございます。

こちらは、測定指標の一つに「民間委託による再就職決定率」というものがあるのですが、これも、この再就職支援自体が1年または6カ月のコースとなっております。実際に支援を開始してから終了するまで最大1年あると、その実績値が出るまで、どうしてもタイムラグが生じてしまうということとして、常に暫定評価の数字になってしまいます。

とから、複数年度評価方式にしたいといった声がございました。

続きまして（２）の目標未達時評価から複数年度評価方式にしたいというものでございますが、「化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理」に係る施策でございます。

理由といたしましては、中国との間で定めた廃棄計画というものがございまして、この計画で2022年までの廃棄の目標数が掲げられている。よって複数年度にわたって計画が実施されていることから、評価自体も複数年度評価にしたいといったものでございます。

３ページ目でございます。評価実施年度の変更でございますが、「北方領土問題解決促進のための施策の推進」でございますけれども、現在も実績評価方式のうち複数年度評価をとっております。ただ、現在は、平成31年度を評価実施時期にしておりますが、実施する施策の内容としまして、北方対策本部のホームページへのアクセス件数ですとか、エリカちゃんフェイスブックというものがあつたのですが、そちらの「いいね」数を掲げておまして、これらの目標は、北方対策本部が所管する独立行政法人北方領土問題対策協会の中期計画における目標設定を踏まえたものであることから、こちらの独法の中期目標期間とあわせた方が評価としては適切にできるのではないかとということで、平成34年度までを評価期間としたいという声がございまして、今回挙げております。

続きまして「２．評価方式の見直し」でございますが、実績評価方式から総合評価方式への変更を希望したいというものが２つございます。

まず、１つ目といたしまして、「地方分権改革に関する施策の推進」でございますが、先ほど資料１の中でもありましたけれども、現在の測定指標というものは、ホームページへのアクセス件数ですとか、フェイスブックページの「いいね」数、あと、ツイッターのフォロワー数となつておまして、そもそもの地方分権改革推進室の目的としては、地方分権改革を進めるという内容でございますので、そういった本来の目的に立ち返りまして、今の測定指標は適切なのかと、それよりも、地方分権に関する地方からの提案に対して、このようなことが達成されたとか、どういった点が問題点かといった点を深掘りしたいとか、そういった点を、もう少し様々な角度から分析したいということで、総合評価方式に変更したいという声がございました。

もう一つありまして、「災害復旧・復興に関する施策の推進」というものがございます。

こちらの理由としては、施策が中長期にわたることや、様々な角度から掘り下げて分析したいというものなのですが、もう少し具体的に説明しますと、今の測定指標といいますのは、「復旧・復興施策・被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体数」になつていまして、47都道府県を目標とし、実績が47都道府県であるので、結果として目標を達成したということになっているのですが、部局としては、その目標設定で、災害からの復旧・復興施策というものが本当に測定できているのだろうか、もう少しそういった測定指標の達成度合いに縛られるのではなくて、いろいろ災害も起きてございますので、それに対して、復旧・復興対策としてどういったことを施策として実施して、何が問題点であつて、今後どういったことにつなげていきたいかということ、自由な形で評価をした

いという希望もございまして、掲げておるところでございます。

今、挙げた見直しのものでございますが、30年度の実施計画は、既に本年4月に内閣総理大臣決定されておりますので、31年度の実施計画以降の政策評価体系として取り扱わせていただきたいと思いますと思っております。

我々としては、今回、各部局といろいろコミュニケーションをとったこともありまして、各部局の悩みですとか、意向を確認できたということもありますので、彼らの意向を実現させたいと考えておりますけれども、もし、こういった見直し等につきまして御意見があれば頂戴できればと思っております。

説明は、以上です。

座長、よろしく申し上げます。

○山谷座長 ありがとうございます。

いろんな難しい話もありますけれども、御意見を申し上げます。

○田中委員 基本、賛成です。

その上でなのですけれども、総合評価に変更したい2件なのですけれども、そもそも事前分析表や、制度設計の仕方がよくなかったのではないかというのが少し見え隠れしているかなと思います。ですから、やはり、先ほども最初の計画のところが大事だと仰っていましたが、そこをもう一回丁寧に見直す必要があるということ。

それから、総合評価は、この定義に基づくと、リサーチとしては結構大変ですね。多分、この場合には、政策の構造をもう一回洗い直した上で、多面的な視点ということですから、指標も複数加えて設定しなくてはいけないとなると、一体その指標のデータがあるのかどうか。途中からデータを取ろうとしたときに、過去に遡ったところがなしとなったときに、それをどうするのかとか、この総合評価というのは、できれば最初からやった方がいいのですけれども、途中から入れることによる、いろいろな不利な側面というのがあると思いますので、そこは少し覚悟をしていただく必要があるかなと思います。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

○田辺委員 私の意見も大体田中委員と一緒に、まともな考え方によるまともな修正だと思えます。少し無理をして実施していたものがあるので、ただ、その上で何点かございます。

一つは、スリム化法の実施で、大分、内閣府から政策を各省に下ろしたので、基本計画ものは減ったと思うのですけれども、基本計画ものは、大体30年度ないしはその前に、次の基本計画の策定に向けて見直しを行うので、それは総合評価方式に割とマッチングするのかなという感じはしています。逆に、それをわざわざ単年度の実績評価で実施しているとなると、これは、もしかしたら無理があるので、この辺りを少しチェックして、下から言うだけではなくて、ほかのところはこういうふうにやっていますけれども、おたくもいかがですかみたいなことを仕掛けてみる必要はあるのかもしれないというのが1点です。

ただ、総合評価方式で基本計画があって、目標はあるのですけれども、進行管理を途中

で全然やっていなくていいのというのは若干感じるのです。例えば、複数年度評価の方に持っていつているので、別に総合評価ではないので問題ではないと思うのですけれども、例えば、原子力防災対策などは、複数年度の推移を評価したほうが、確かに、これは目標年度でどこまでできたというのを見るのは大切なのですけれども、いつ災害が起きるか分からないものを随分ゆっくりとやっているではないかというのを見せないといけないところもありまして、似たようなものだと、国交省の災害関連の話があり、各市町村がどれぐらいやっている、目標年度はあるのですけれども、全然進行していないまま来て、ここでだめだったというのが出ると。

これを、この評価方式の中で出す情報として見せるかどうかは別にして、全く見えないとなると、少し問題があるのではないかと。それは、少しお考えいただいた方がいいのかもしれないということでございます。

以上、2点か3点ありました。

○小池課長補佐 原子力防災につきましては、複数年度評価だとしても、事前分析表のところでは、数値だけにはなっているのですけれども、毎年度出てきますので、そこで進捗管理ということはできるのかなと思っております。

○田辺委員 それでしたら、私は特に結構でございます。

○南島委員 通算で29回ですかね。会議をされているということですがけれども、今までお話を伺った中で、一番大枠の交通整理をしていただいたような印象で、大きく前に進んだような印象を、お話を伺いながら思っておりました。

多分、担当部局とコミュニケーションをとっていただいたというところが、かなり大きいのかなと思いますし、あとは、評価方式を柔軟に、再選択するというところに踏み込んでいただいたのが大きかったのかなと思っております。

宿題としてさらにということで申し上げますと、総合評価方式をどう活用するかというのがまだ残っていると思うのです。それは、田中委員の御指摘のとおりでして、そこをどういうふうにして向き合うことができるのかというのが一つの課題かと思えます。

もう一つは、前回の会議で申し上げたと思うのですが、EBPMとの向き合い方をどうするのかと、評価の方に吸収しないといけないという宿題があります。前回、私のコメントで申し上げますと、「事前分析表」か、「事前評価」か、「総合評価方式」かで吸収のさせ方は違うと思いますがけれども、何らかの形でEBPMを吸収しないといけない。そして、こういうふうに吸収しましたということ、また説明しなければいけないということになるのではないのでしょうかということ、また説明しなければいけないということになります。そこもぜひ、もし、可能であれば手をつけていただけるとありがたいなと思っております。

○小池課長補佐 承知しました。

EBPMの方は、今、内閣府の中でもEBPMの取組方針というものを4月にまとめまして、参考資料4でも付けてございます。「平成30年度内閣府本府EBPM取組方針」というものを決めてございまして、2ページ目でございますけれども、EBPMの対象事業を、まず、部局と

して選定いたしまして、3ページ目の②の検証ということで、ロジックモデルを部局が作成いたしまして、政策評価広報課も含めまして、部局に対してヒアリングを実施したところでございます。

そのロジックモデルに関しましては、内閣府のホームページにも公表されることになっております。ただ、ヒアリングに接していきまして思いますのが、やはり、政策評価との重複感がございますので、そこをどう接着させていくのかなというのは、個人的にも思っているところございまして、また、次の有識者懇談会におきましても、少し先生方の宿題もあったかと思っておりますので、考えた上で御説明をしたいと思っております。

以上です。

○山谷座長 では、最後に私のコメントなのですが、2つありまして、全体的話なのですが、やはり、行政事業レビューが毎年行われるので、それとの整合性を考えていただきたい。

だから、複数年度にされるのは全然いいのですが、しかし、他方で行政事業レビューがありますので、それをどう調整されるかですね。行政事業レビューでやるからいいという考え方もありますね。この辺りは少し理屈でお考えいただければと思います。

2つ目ですが、北方領土問題に関する施策ですね。これは、私が謝らなければいけない話で、大臣が独立行政法人に示す中期目標は、政策評価の対象だったのです。すっかり忘れていまして、だから、それをもっと前にアドバイスをしていれば、今ごろこういう話が出てくることはないわけで、そうだ、忘れていたというのを、お話を伺ってありました。これはもう謝らなければいけないことなのです。

内閣府は、ほかに独法をお持ちなのですか。

○小池課長補佐 国立公文書館とJAXAと、AMEDという、正式名称は日本医療研究開発機構です。

○山谷座長 だとすると、同じことが発生するわけですね。つまり、北方領土も中期目標期間にあわせるのであれば、ほかのJAXAとか、いろいろなところを中期目標期間にそろえた形で実績評価をやるが必要になりますね。

ただ、これは、実績評価でいいのかどうかは分かりません。総合評価でいいという考え方もありますので。

○田中委員 そもそも国立公文書館は行政執行法人です。

○田辺委員 JAXAとAMEDは、国立研究開発法人ですから、ただ、それぞれを所管しているほかの省で評価を実施しているから、内閣府で二度評価する必要があるのかというところは、重複感がありますね。

○小池課長補佐 この問題が発生するのは、北方領土問題対策協会だけなのかなと。

○田辺委員 北方領土問題については、ずれていたというだけの話ではないでしょうか。

○小池課長補佐 そうですね。

○山谷座長 今、整理ができてしまいましたね。分かりました。

○河田課長 内閣府が主担当の独法については、このような形で少し整合性を意識して、そういう頭の整理をさせていただきたいと思います。

○山谷座長 ということであれば、皆様方の御意見は、基本は、この方向でオーケーということで、あと、宿題が幾つか出ましたので、それについては御検討をいただくということで整理をさせていただきたいと思います。

○小池課長補佐 はい、承知しました。

○山谷座長 ありがとうございます。

ほかに御意見がないようでしたら、本懇談会としては、案のとおり進めさせていただくということで、お願いいたします。

それでは、次に、議題3の「今後の予定」について事務局から御説明をお願いします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

資料7の1枚紙の横の表を御覧いただければと思います。

一番上の薄い黄緑で囲ってある部分が本日の懇談会でございまして、御議論をいただきました事後評価につきましては、今月末を目途に総務省に提出、公表する予定でございます。

次に皆様にお集まりいただく予定といたしましては、真ん中の黄緑のところでございますが、2月下旬から3月中にお集まりいただきまして、平成31年度の実施計画の改正案について御審議いただきたいと思いますと思っております。

また、最後に、毎年のサイクルでございますが、来年の夏にお集まりいただきまして、平成30年度の政策評価書について御審議をいただければと思っております。

改めて、事務局より日程調整の御連絡を差し上げる次第でございますので、御協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○山谷座長 ありがとうございます。

今の御説明でよろしいですね。では、特段御意見がないようですので、今後については、事務局からの御説明のとおり進めさせていただきたいと思います。

次回の懇談会につきましては、平成31年度の内閣府本府政策評価の実施計画案を主な議題として、来年3月頃を目途に開催したいと思っております。

以上をもちまして、第29回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を閉会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところ、ありがとうございました。